

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		学校施設の目的外使用料の減免及び還付の決定(学校施設開放分を除く)		
根拠例規及び条項		多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和 39 年条例第 10 号)第 3 条第 1 項ただし書		
所 管 部 課 名		教育委員会事務局 教育総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則(昭和 56 年教育委員会規則第 6 号)第 7 条、第 8 条 ・多治見市教育機関等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成 9 年教育委員会規則第 13 号)		
	基 準	(減免) 多治見市教育機関等の使用料及び利用料金減免取扱規則第 4 条に掲げるもの (還付) ・使用者の責めに帰さない理由により使用することができないとき ・使用の日の前日までに使用の許可申請の取消し又は変更を申し出たとき		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 3 日(機関名 各小中学校) 処分機関 4 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				